

令和2年10月21日

広島大学教職員組合執行委員長  
河西英通様

広島大学理事（財務・総務担当）  
俵幸嗣

夏季賞与の優秀者加算枠について（回答）

2020（令和2）年9月29日付けで要求のありました標記の件について、下記のとおり回答いたします。

記

【要求内容】

貴回答（令和2年7月17日付）でお認めの通り説明義務違反です。これについては「留保」などと用途が示せない内容に対し0.03月分を控除することはやめるか、それができないならば当初通り、優秀者加算枠の増加にお使いください。

また、そのようなことが説明もなく行われることが構成員全体の信頼を損ない、経営陣の指示に従うことへの懐疑とモチベーションダウンに繋がるのです。

本件は改めて12月賞与への対応と併せ、年内に説明を求めます。

その際、前年度比において、人件費総額の変化と法定福利費の上昇と言われている今年度特殊事情部分の額、それにより必要となった留保分総枠、その結果、6月賞与支給時に各部局ごとにどれぐらいの枠の削減を行ったのか示してください。

（回答）

12月期の賞与における優秀者等の配分割合については、今後の執行予定額も含めて人件費総額を考慮した結果、通常程度の配分割合にて決定する予定です。

なお、貴組合から要求された各状況は、次のとおりです。

- 令和2年度の特殊事情部分の額
  - ・ 新型コロナウイルス対応による新設手当：約8,500千円の増額見込
- 令和2年度6月期優秀者等の留保分
  - ・ 留保額：約8,300千円
  - ・ 留保枠：関係規則に基づき、大学の裁量の範囲内で決定しているので回答は差し控えさせていただきます。